

課法

令和 年 月 日

所在地

名称

代表者名

殿

国 税 庁 長 官
財務事務官



適格外国仲介業者の承認取消通知書（取消）

貴社は、租税特別措置法第5条の2第8項、同法第5条の3第9項及び同法第41条の13の3第12項に規定する以下の事実が生じたものと認められますから、同法第5条の2第9項、同法第5条の3第9項及び同法第41条の13の3第12項の規定に基づき適格外国仲介業者の承認を取り消しましたから通知します。

(該当事実)

- 遅滞なく税務署長から求められた書類を提出しなかったこと
- 申請書類に不備又は不実の記載があること
- 国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること
- 振替国債、振替地方債、特定振替社債等及び特定振替割引債に関する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関に対して非課税適用申告書を提出した者の氏名等の通知を行うことが困難と認められること
- その他（ ）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。